

## 第6章

## 計画の推進体制

### 1 障害福祉圏域における連携

必要なサービス量を確保するため、西三河南部西圏域※において連携を図り、供給体制の整備を図ります。

※西三河南部西圏域とは、西三河南西部の障害保健福祉圏域のことで、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市及び高浜市が含まれます。

### 2 関係機関・団体との連携

本計画を推進していくにあたり、関係部局、関係機関・団体、障害当事者等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

その中で、地域における障害者を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、自立支援協議会による、地域の関係機関との連携強化、社会資源の開発・改善、本計画の推進に関する必要な事項の検討や着実な進捗管理等を推進します。

### 3 計画の達成状況の点検及び評価

障害者福祉に関する施策は、福祉・保健・医療・教育・就労・生活環境など広範囲にわたっているため、幅広い分野において連携を図るとともに、それぞれの役割を検討しながら計画の実現に向けて取り組んでいきます。

本計画の施策やサービスの実効性を高めるため、自立支援協議会においては協議会の組織を見直し、強化していきます。また、自立支援協議会において計画の評価・見直しを行うとともに、市役所内では健康とやすらぎ推進本部で施策の進捗状況や数値目標等の評価を行います。

安城市障害福祉計画の推進体制

